

官報 号外 昭和四十年五月七日

○第四十八回 衆議院会議録 第四十一号

昭和四十年五月七日(金曜日)

議事日程 第三十九号

午後二時開議

昭和四十年五月七日

午後二時開議

第一 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

法務委員長の選挙

日程第一 産炭地域振興臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第一 厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣

提出)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

私的独立の禁止及び公正取引の確保に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣提出)

白井總理府總務長官の觀光基本法に基づく昭和

三十九年度年次報告及び昭和四十一年度觀光政

策についての発言及び質疑

法務委員長の選挙

午後二時開議

午後二時十五分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 法務委員長の選挙

○議長(船田中君) 法務委員長が欠けております

ので、この際、法務委員長の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 法務委員長の選挙は、その手続を

省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、法務委員長に濱田幸雄君を指名いたします。

〔拍手〕

一 道路、港湾施設等の輸送施設

二 住宅

三 下水道

四 教育施設及び厚生施設

五 その他政令で定める主要な施設

六 特定事業に係る経費に対する国の負担割合

七 関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費

八 に対する通常の国の負担割合に、第一号の標準

算式により算定した数(前条に規定する地区が

第六条に規定する地区と重複する場合において

当該重複する部分をその区域とする市町村にあ

つては、第一号の標準算式により算定した数又

は第二号の特別算式により算定した数のうちい

ずれか大きい数。小数点以下二位未満は、切り

上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗

じて算定するものとする。

第十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第二十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第三十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第四十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第五十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第六十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第七十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第八十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十一条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十二条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十三条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十四条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十五条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十六条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十七条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十八条 前条に規定する地区内において、昭和

第九十九条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇〇条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百〇九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一〇 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百一九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百二十九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百三十九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百四十九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十一 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十二 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十三 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十四 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十五 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十六 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十七 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十八 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百五十九 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

第一百六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 条 前条に規定する地区内において、昭和

二十六 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に關すること。

二十七 建設工事用機械の貸付けに關すること。

二十八 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に關すること。

二十九 所管行政に關する監察事務に關すること。

三十 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

三十一 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十二 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

三十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条三十号及び第三十一号に掲げる事務のうち、營繕工事に係る事務は、分掌しないものとする。

第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条第三十号及び第三

第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室

を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び營繕部を、中國地方建設局には用地部を置かない。

第十九条中「三万五千七百二十人」を「三万五千七百十九人」に改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に關する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条までの改正規定は公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から、第四条、第四条の二、第五条の三及び第十条の改正規定並びに次項の規定は昭和四十年七月一日から、第十九条の改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。

2 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。

第十条第三項中「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」を「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」に改める。

第二十五条中「中央建築士審議会」を「中央建築士審議会」に改める。

（建築士審議会）

第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。

第二十八条 一級建築士試験又は二級建築士試験に關する事務をつかさどらせるとともに、この他の管理並びに助成及び監督に關する事務を行なわせる」に改まる。

第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室

を削り、同項ただし書を次のように改める。

（建築士審議会）

第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。

第二十八条 一級建築士試験又は二級建築士試験に關する事務をつかさどらせるとともに、この他の管理並びに助成及び監督に關する事務を行なわせる」に改まる。

第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室

を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び營繕部を、中國地方建設局には用地部を置かない。

第十九条 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会は、それぞれ委員十人以内をもつて組織する。

2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会にそれぞれ試験委員を置く。

3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

第三十一条第一項中「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」を「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十三条 第二項中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」に改める。

理由

宅地に關する行政の総合的かつ効率的な推進を図るために、計画局に宅地部を置くとともに、地域特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的な運営を図るために、計画局に宅地部を新設すること、地方建設局の分掌事務の範囲を拡大するとともに、計画部を新設し、企画室を廃止することなどです。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案は、計画局に宅地部を新設すること、地方建設局の分掌事務の範囲を大幅に拡大するとともに、計画部を新設し、企画室を廃止することなどです。

本案は、一月二十九日本委員会に付託、二月四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を

閣委員長河本敏夫君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔本号末尾に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔会議録追録に掲載〕

（建築士審議会の組織）

第二十九条 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会は、委員長の報告を求めます。内閣提出

第一級	二四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第一級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第一級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五一、〇〇〇円未満
第一級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項を次のように改める。

た額とする。

二、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同様）の千分の十に相当する額に被保険者期間

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に」を「第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、」「千分の六」を「千分の十」に、「合算額を加算した額」を「合算額」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

は、第一項第一号の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「三百六十」と読み替えるものとする。
第三十八条中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に、「第四十六条の六」を「第四十六条の七第二項から第四項まで」に、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、各号を削る。
第三十九条に次の二項を加える。
年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内控とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
第四十条の次に次の二条を加える。

4 第四十三条第二項中「基本年金額」を「基本年金額のうち同条第一項第一号に掲げる額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。
被保険者である受給権者がその被保険者の資

厚生年金基金が解散した場合においては、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）をその組の計算の基礎とするものとし、当該厚

格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して三十日を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(厚生年金基金に関する特例)

4 生年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に関する義務が承認されている者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

(不正利得の徵収)
第四十条の一 偽りその他不正の手段により保険料を給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
第四十一条第一項中「又は通算老齢年金」を「、通算老齢年金又は脱退手当金」に改め、同条第一項中「及び通算老齢年金」を「、通算老齢年金及び脱退手当金」に改める。
第四十二条第一項第二号中「女子については、三十五歳に達した後」を「（女子については、三十五歳）に達した月以後」に改め、同項第三号中「三十五歳に達した後」を「三十五歳に達した月以後」に改める。

は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額について、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む）の基礎としない。
前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計

二 その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた

た者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保險者があつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保險者であつた者の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれら者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

第六十条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が六万円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を六万円とする。

第六十三条第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十五条を次のように改める。

第六章第四節中第六十八条の次に次の二項を加える。

(支給の調整)

第六十八条の二 次に掲げる遺族年金は、当該被保険者又は被保險者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。

一 第四種被保險者が第四種被保險者であつた

間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八条第二号に該当することにより支給する遺族年金

二 被保險者であつた者が第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八条第三号に該当することにより支給する遺族年金

三 第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による疾患に係る障害年金の受給権者(当該障害年金が第四十八条第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保險者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による疾患を併合しない障害の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く)が死亡した場合において、第五十八条第四号に該当することにより支給する遺族年金

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第五十九条中「第四十二条第一項各号に規定する被保險者期間のいずれをも」を「老齢年金を受け

るに必要な被保險者期間を」に改める。

第六十条第一項中「第四種被保險者以外の」を

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十一条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十二条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十三条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

その回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわぬことができる。

第七十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「保険給付」の下に「(第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く。)」を加える。

第八十一条第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十四条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十五条の次に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十六条の見出し中「保険料」を「保険料等」に改め、同条第一項本文中「保険料」の下に「その他金連合会が年金たる給付の支給に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。」を加える。

第八十五条の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に係る政令の定めるところにより負つている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。

第八十六条の見出し中「保険料」を「保険料等」に改め、同条第一項本文中「保険料」の下に「その他金連合会が年金たる給付の支給に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。」を加える。

第七十七条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十七条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十八条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

(特例第三種被保險者にあつては、千分の三

四 第四種被保險者については、千分の五十八

第八十九条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

三 第三種被保險者については、千分の七十二

第八十条に次の二項を加える。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保險者については、千分の五十八

(特例第一種被保險者にあつては、千分の三

二 第二種被保險者については、千分の四十四

(特例第二種被保險者にあつては、千分の二十三)

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	第一款 通則	（基金の目的） 第百六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
第二款 設立	（法人格） 第百八条 基金は、法人とする。	（適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。） 第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。
（設立） 第百九条 基金は、その名称中に厚生年金基金といふ文字を用いなければならない。	2 基金の住所は、その主たる事業所の所在地にあるものとする。（名称） 第百九条 基金は、その名称中に厚生年金基金といふ文字を用いなければならない。	2 基金の住所は、その主たる事業所の所在地にあるものとする。（名称） 第百九条 基金は、その名称中に厚生年金基金といふ文字を用いなければならない。
（規約） 第百十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。	3 代議員会は、代議員をもつて組織する。	3 代議員会は、代議員をもつて組織する。
二 事務所の所在地	4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。	4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地	5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。	5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。
四 代議員会に関する事項	6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。	6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
五 役員に関する事項	7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。	7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他の代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。
六 加入員に関する事項	8 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項	8 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項
七 標準給与に関する事項	9 信託又は保険の契約に関する事項	9 信託又は保険の契約に関する事項
八 年金及びその負担区分に関する事項	10 掛金及びその負担区分に関する事項	10 掛金及びその負担区分に関する事項
九 事業年度その他財務に関する事項	十一 解散及び清算に関する事項	十一 解散及び清算に関する事項
十 事業年度その他財務に関する事項	十二 解散及び清算に関する事項	十二 解散及び清算に関する事項
十一 事業年度その他財務に関する事項	一 規約の変更	一 規約の変更

する。
第八章の次に第一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

（基金の目的） 第百六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（組織） 第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

（法人格） 第百八条 基金は、法人とする。

（適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。） 第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

（第二款 設立） 第百九条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

（第三款 管理） 第百十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

（第四款 組織） 第百十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

（第五款 会員） 第百十六条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他の政令で定める事項を公告しなければならない。

（第六款 会員） 第百十七条 基金に、代議員会を置く。

（第七款 会員） 第百十八条 代議員会は、代議員をもつて組織する。

（第八款 会員） 第百十九条 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

（第九款 会員） 第二十条 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（第十款 会員） 第二十一条 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

（第十一款 会員） 第二十二条 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

（第十二款 会員） 第二十三条 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

（第十三款 会員） 第二十四条 信託又は保険の契約に関する事項

（第十四款 会員） 第二十五条 掛金及びその負担区分に関する事項

（第十五款 会員） 第二十六条 事業年度その他財務に関する事項

（第十六款 会員） 第二十七条 解散及び清算に関する事項

約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

第八章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

（基金の目的） 第百六条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（組織） 第百七条 厚生年金基金(以下「基金」という。)は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（法人格） 第百八条 基金は、法人とする。

（適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。） 第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

（第二款 設立） 第百九条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

（第三款 管理） 第百十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

（第四款 組織） 第百十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

（第五款 会員） 第百十六条 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他の政令で定める事項を公告しなければならない。

（第六款 会員） 第十七条 代議員会は、代議員をもつて組織する。

（第七款 会員） 第十八条 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

（第八款 会員） 第十九条 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（第九款 会員） 第二十条 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

（第十一款 会員） 第二十二条 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

（第十二款 会員） 第二十三条 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項

（第十三款 会員） 第二十四条 信託又は保険の契約に関する事項

（第十四款 会員） 第二十五条 掛金及びその負担区分に関する事項

（第十五款 会員） 第二十六条 事業年度その他財務に関する事項

（第十六款 会員） 第二十七条 解散及び清算に関する事項

第十一章 業務の委託に関する事項

十四 公告に関する事項

十五 その他組織及び業務に関する重要事項

（第一款 会員） 第一節 厚生年金基金

（第二款 会員） 第二節 厚生年金基金

（第三款 会員） 第三節 厚生年金基金

（第四款 会員） 第四節 厚生年金基金

（第五款 会員） 第五節 厚生年金基金

（第六款 会員） 第六節 厚生年金基金

（第七款 会員） 第七節 厚生年金基金

（第八款 会員） 第八節 厚生年金基金

（第九款 会員） 第九節 厚生年金基金

（第十款 会員） 第十節 厚生年金基金

（第十一款 会員） 第十一節 厚生年金基金

（第十二款 会員） 第十二節 厚生年金基金

（第十三款 会員） 第十三節 厚生年金基金

（第十四款 会員） 第十四節 厚生年金基金

（第十五款 会員） 第十五節 厚生年金基金

（第十六款 会員） 第十六節 厚生年金基金

（第十七款 会員） 第十七節 厚生年金基金

（第十八款 会員） 第十八節 厚生年金基金

（第十九款 会員） 第十九節 厚生年金基金

（第二十款 会員） 第二十節 厚生年金基金

（第二十一款 会員） 第二十一節 厚生年金基金

（第二十二款 会員） 第二十二節 厚生年金基金

第十二章 每事業年度の予算

三 每事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

（第一款 会員） 第一節 厚生年金基金

（第二款 会員） 第二節 厚生年金基金

（第三款 会員） 第三節 厚生年金基金

（第四款 会員） 第四節 厚生年金基金

（第五款 会員） 第五節 厚生年金基金

（第六款 会員） 第六節 厚生年金基金

（第七款 会員） 第七節 厚生年金基金

（第八款 会員） 第八節 厚生年金基金

（第九款 会員） 第九節 厚生年金基金

（第十款 会員） 第十節 厚生年金基金

（第十一款 会員） 第十一節 厚生年金基金

（第十二款 会員） 第十二節 厚生年金基金

（第十三款 会員） 第十三節 厚生年金基金

（第十四款 会員） 第十四節 厚生年金基金

（第十五款 会員） 第十五節 厚生年金基金

（第十六款 会員） 第十六節 厚生年金基金

（第十七款 会員） 第十七節 厚生年金基金

（第十八款 会員） 第十八節 厚生年金基金

（第十九款 会員） 第十九節 厚生年金基金

（第二十款 会員） 第二十節 厚生年金基金

（第二十一款 会員） 第二十一節 厚生年金基金

（第二十二款 会員） 第二十二節 厚生年金基金

第十三章 每事業年度の予算

三 每事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

（第一款 会員） 第一節 厚生年金基金

（第二款 会員） 第二節 厚生年金基金

（第三款 会員） 第三節 厚生年金基金

（第四款 会員） 第四節 厚生年金基金

（第五款 会員） 第五節 厚生年金基金

（第六款 会員） 第六節 厚生年金基金

（第七款 会員） 第七節 厚生年金基金

（第八款 会員） 第八節 厚生年金基金

（第九款 会員） 第九節 厚生年金基金

（第十一款 会員） 第十一節 厚生年金基金

（第十二款 会員） 第十二節 厚生年金基金

（第十三款 会員） 第十三節 厚生年金基金

（第十四款 会員） 第十四節 厚生年金基金

（第十五款 会員） 第十五節 厚生年金基金

（第十六款 会員） 第十六節 厚生年金基金

（第十七款 会員） 第十七節 厚生年金基金

（第十八款 会員） 第十八節 厚生年金基金

（第十九款 会員） 第十九節 厚生年金基金

（第二十款 会員） 第二十節 厚生年金基金

（第二十一款 会員） 第二十一節 厚生年金基金

（第二十二款 会員） 第二十二節 厚生年金基金

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。
基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

(基金の役員及び職員の公務員たる性質)
第百二十二条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款 加入員

(加入員)

第百二十三条 基金の設立事業所に使用される被保険者(第四種被保険者を除く。)は、当該基金の加入員とする。

第百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。

(資格取得の時期)
第一項に規定する者は、同項の選択をしたところに至つた日に、加入員の資格を喪失する。

二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。

三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

第百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日(その実があつた日)にさらに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。
二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。
三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。
(加入員の資格の喪失に関する特例)
第百二十五条 加入員の資格を取得した月にその

(同時に「以上の基金の設立事業所に使用される者等の取扱い」)
第百二十六条 同時に「以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入員としないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一项に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日(そのはつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4 第一项に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令の定めるところによつた基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

5 甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6 第一项に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなかつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

7 第二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

8 前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

9 設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

10 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けた

者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日(そのはつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする)。

11 基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日(そのはつて、当該基金の加入員の資格を喪失する)。

12 基金は、政令の定めるところにより、加入員は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

13 基金は、政令の定めるところにより、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に關して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

14 基金は、正當な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

15 基金は、厚生大臣の認可を受けて、その義務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

16 (年金給付の基準)
第百三十一条 基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならない。

17 一 加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。
ただし、加入員がその資格を取得した月に老

齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後に加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき。ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したものであるときは除く。

老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由（第四十六条の六第三号に掲げる理由を除く。）以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第百三十二条 基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をとるものでなければならない。

一 老齢年金の受給権者（次号に掲げる者を除く。）又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額を合算した額。

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額を合算した額。

二 老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつては、次の各号に掲げる額を合算した額。

イ 当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額。

口 当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額に

当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

第百三十三条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額（当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の八十に相当する額）をとえる部分については、この限りでない。

(裁定)

第百三十四条 基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金が裁定する。

(年金給付の支払期月)

第百三十五条 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期月については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期月の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期月については、政令の定めるところによる。

(運用規定)

一 第百三十二条第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の十五（その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十）を乗じて得た額

二 第百三十二条第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の二十を乗じて得た額と同号口に規定する額に百分の十五を乗じて得た額との合算額

三 前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件に該当する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付について、第四十二条第二項の規定は、死亡を

支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは、厚生年金保険法の一部を改正する法律案外一案

「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金

が支給する年金給付又は脱退手当金」である。当該特例第三種被保険者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達したものをとした場合における同号に規定する額に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

第六款 費用の負担

(国庫負担)

第百三十七条 国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2 前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六条第一項又は第六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているものを除く。）の受給権の一部につき支給が停止されているときは、前六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

3 挂金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受けれる給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

2 挂金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 挂金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4 第百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受けれる給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

(掛金の負担及び納付義務)

第百三十九条 加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4 加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に

は加入員であつた者に係る第百三十二条第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達したものをとした場合における同号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達したものをとした場合における同号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

政令で定める数以上でなければならない。

第八款 解散及び清算

(解散)

第一百四十五条 基金は、次に掲げる理由により解散する。

- 一 代議員の定数の四分の三以上の多数による解散する。
- 二 議員会の議決
- 三 基金の事業の継続の不能

三百七十九条第五項の規定による解散の命令

条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法

に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

「厚生大臣」と読み替えるものとする。

「厚生大臣」は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徵し、又は当該職員をして當該基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができること。

第一百四十八条 厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に關する報告を徵し、又は当該職員をして當該基金の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができること。

第一百四十九条 第百四十九条連合会は、前項の規定について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

第一百五十一条 連合会は、その名称中に厚生年金連合会といふ名称を用いてはならない。

第一百五十二条 連合会は、厚生年金連合会といふ名称を用いてはならない。

第一百五十三条 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

第一百五十四条 第百六十六条の規定は、連合会について準用する。

第一百五十五条 連合会に評議員会を置く。

第一百五十六条 第百五十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。

第一百五十七条 連合会は、評議員会を設立する。

第一百五十八条 連合会は、評議員会を設立する。

第一百五十九条 連合会は、評議員会を設立する。

第一百六十条 連合会は、評議員会を設立する。

第一百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

する中途脱退者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会以下「連合会」という。)を設立することができる。

二 連合会は、全国を通じて一個とする。

三 連合会は、法人とする。

四 連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

五 会員の資格に関する事項

六 年金給付に関する事項

七 事業年度その他財務に関する事項

八 附帯事業に関する事項

九 信託又は保険の契約に関する事項

十 業務の委託に関する事項

十一 公告に関する事項

十二 事業年度その他財務に関する重要事項

十三 連合会の設立の認可等

十四 連合会の設立の認可等

十五 連合会の設立の認可等

十六 連合会の設立の認可等

十七 連合会の設立の認可等

十八 連合会の設立の認可等

十九 連合会の設立の認可等

二十 連合会の設立の認可等

二十一 連合会の設立の認可等

二十二 連合会の設立の認可等

二十三 連合会の設立の認可等

二十四 連合会の設立の認可等

二十五 連合会の設立の認可等

二十六 連合会の設立の認可等

二十七 連合会の設立の認可等

二十八 連合会の設立の認可等

二十九 連合会の設立の認可等

三十 連合会の設立の認可等

三十一 連合会の設立の認可等

三十二 会員の資格に関する事項

三十三 年金給付に関する事項

三十四 附帯事業に関する事項

三十五 業務の委託に関する事項

三十六 事業年度その他財務に関する重要事項

三十七 連合会の設立の認可等

三十八 連合会の設立の認可等

三十九 連合会の設立の認可等

四十 連合会の設立の認可等

四十一 連合会の設立の認可等

四十二 連合会の設立の認可等

四十三 連合会の設立の認可等

四十四 連合会の設立の認可等

四十五 連合会の設立の認可等

四十六 連合会の設立の認可等

四十七 連合会の設立の認可等

四十八 連合会の設立の認可等

四十九 連合会の設立の認可等

五十 連合会の設立の認可等

五十一 連合会の設立の認可等

五十二 連合会の設立の認可等

五十三 連合会の設立の認可等

五十四 連合会の設立の認可等

五十五 連合会の設立の認可等

五十六 連合会の設立の認可等

五十七 連合会の設立の認可等

五十八 連合会の設立の認可等

五十九 連合会の設立の認可等

六十 連合会の設立の認可等

六十一 連合会の設立の認可等

六十二 連合会の設立の認可等

六十三 連合会の設立の認可等

六十四 連合会の設立の認可等

4 第百二十二条の規定は、基金の清算人について

5 第百七十三条及び第七十八条から第八十

6 第二百四十九条 基金は、第百六十条第一項に規定

7 第百五十三条 連合会は、規約をもつて次に掲げ

8 第百五十四条 第百六十六条の規定は、連合会につ

9 第百五十五条 連合会に評議員会を置く。

10 第百五十六条 第百五十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。

11 第百五十七条 連合会は、評議員会を設立する。

12 第百五十八条 連合会は、評議員会を設立する。

13 第百五十九条 連合会は、評議員会を設立する。

14 第百六十条 連合会は、評議員会を設立する。

15 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

16 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

17 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

18 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

19 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

20 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

21 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

22 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

23 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

24 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

25 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

26 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

27 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

28 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

29 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

30 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

31 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

32 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

33 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

34 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

35 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

36 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

37 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

38 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

39 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

40 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

41 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

42 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

43 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

44 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

45 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

46 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

47 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

48 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

49 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

50 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

51 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

52 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

53 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

54 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

55 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

56 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

57 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

58 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

59 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

60 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

61 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

62 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

63 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

64 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

65 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

66 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

67 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

68 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

69 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

70 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

71 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

72 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

73 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

74 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

75 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

76 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

77 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

78 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

79 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

80 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

81 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

82 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

83 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

84 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

85 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

86 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

87 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

88 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

89 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

90 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

91 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

92 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

93 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

94 第百六十一条 連合会は、評議員会を設立する。

95 第百六十一条 連合会は、評議員会を

2 理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならぬ事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めるべし。

4 評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を請求し、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第百五十七条 連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、評議員において互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができる。

(役員の職務等)

第百五十八条 理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

4 連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

5 第百二十二条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について

て準用する。

(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)

第百五十九条 連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継しているものとす。

2 連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。

3 連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に関する信託又は保険の契約を締しなければならない。

4 第百三十一条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

5 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

(中途脱退者に係る措置)

第百六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2 連合会は、前項の規定により當該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。)であつて、当該基金は、連合会に係る年金給付の現金

3 前項の現金相当額の計算については、政令で定める。

4 第百六十二条 第百六十条第一項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に関する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途脱退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前項第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替えて、同条の規定を適用する。

5 第一百五十九条第一項の年金給付を交付しなければならない。

6 第一百五十九条第一項の規定により交付する権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

7 連合会は、第三項の規定により現金相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に関する義務を承継するものとする。

8 連合会は、前項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に関する義務を承継したときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

9 連合会が支給する年金給付と、同条中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険府長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第三項第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

10 第八十六条、第八十八条及び第八十九条の規定は、前項において準用する第四十条の二の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項中「社会保険府長官」とあり、並びに同条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

11 第百六十五条 国庫は、第二百三十九条第一項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

12 第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

13 第百六十七条 連合会は、解散したときは、厚生大臣の認可を受け

14 第百六十八条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

15 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

16 第百七十一条 第百六十七条連合会は、解散したときは、厚生大臣の認可を受け

17 第百七十二条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

18 第百七十三条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

19 第百六十四条 第三百六十六条第一項及び第二項、第三百七十七条、第三百九十九条第二項前段、第四百条、第四百零一条の二、第四百零一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三百七十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と、同条中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

20 第百六十五条 第三百六十六条第一項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

21 第百六十六条 連合会は、次に掲げる理由により解散する。

22 第百六十七条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

23 第百六十八条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

24 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

25 第百七十一条 第百六十七条連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

26 第百七十二条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

27 第百七十三条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

28 第百六十四条 第三百六十六条第一項及び第二項、第三百七十七条、第三百九十九条第二項前段、第四百条、第四百零一条の二、第四百零一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三百七十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と、同条中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

29 第百六十五条 第三百六十六条第一項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

30 第百六十六条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

31 第百六十七条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

32 第百六十八条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

33 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

34 第百七十一条 第百六十七条連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

35 第百七十二条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

36 第百七十三条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

37 第百六十四条 第三百六十六条第一項及び第二項、第三百七十七条、第三百九十九条第二項前段、第四百条、第四百零一条の二、第四百零一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三百七十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と、同条中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

38 第百六十五条 第三百六十六条第一項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

39 第百六十六条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

40 第百六十七条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

41 第百六十八条 連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

42 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

43 第百七十一条 第百六十七条連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅

44 第百七十二条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

45 第百七十三条 第百六十九条第五項の規定による解散の命令

義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算)

第一百六十八条 連合会が第一百六十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 連合会が第一百六十六条第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3 第一百四十七条第二項(第一号を除く)から第五項まで及び第一百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節 雜則

(不服申立て)

第一百六十九条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他のこの章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第一百四十二条第一項及び第一百六十四条第二項において準用する第八十六条の規定による処分に不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第一百六十九条において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替える。

(時効)

第一百七十三条 掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、时效によつて、消滅する。

2 年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第一百四十二条第一項及び第一百六十四条

条第二項において準用する第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百五十三条の規定にかかるわらず、時効中断の効力を有する。

第一百七十二条 この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(書籍事項の無料証明)

第一百七十二条 市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(書類等の提出)

第一百七十三条 基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に對して、廃疾の状態に關する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(適用規定)

第一百七十四条 第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第

二十七條」とあるのは「第一百二十八条」と、第十九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(基金及び連合会の財務)

第一百七十五条 基金及び連合会は、事業年度その他の財務に關しては、政令で定めるところに

よらなければならぬ。

(契約の締結の届出)

第一百七十六条 基金及び連合会は、第一百三十条第三項又は第一百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

第一百七十七条 基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ぜることができる。

6 第一百四十八条第五項の規定は、前二項の規定による处分について準用する。この場合において、第百四十八条第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替えるものとする。

7 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

8 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

9 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

10 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

11 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

12 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

13 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

14 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

15 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

16 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

17 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

18 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

19 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

20 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

21 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

22 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

23 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

24 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

25 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

26 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

27 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

28 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

29 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対する役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4 基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ぜることができる。

6 第一百四十八条第五項の規定は、前二項の規定による处分について準用する。この場合において、第百四十八条第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替えるものとする。

7 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

8 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

9 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

10 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せることができる。

11 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

12 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

13 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

14 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

15 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

16 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

17 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

18 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

19 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

20 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

21 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

22 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

23 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

24 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

25 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

26 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

27 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

28 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

29 基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて關係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査せる。

第四節 儲則

第一百八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

二 第一百二十九条第四項の規定に違反して、通

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百三十九条第三項の規定に違反して、督

四条第二項及び第五条の規定の適用について
は、この法律による通算老齢年金とみなす。

5 第二項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六条の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(附則)

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定、第三十九条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定、第五十九条の次に一条を加える改正規定、第六十三条第一項第三号の改正規定、第七十三条の改正規定、第七十三条の次に一条を加える改正規定、第七十四条の改正規定、第十九条の改正規定並びに厚生年金保険法附則第十九条の改正規定並びに附則第二条、第四十三条、第十八条、第二十条及び第三十七条から第四十条までの規定並びに附則第四十三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第二十四条の改正規定、同法第六十三条の改正規定及び同法第一百四十三条の七の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十六条の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなった場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

(標準報酬に関する経過措置)

第三条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者(報酬月額が三万七千

五百円未満である者を除く。)の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同

年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二条第一項の規定にかかるわらず、その者の同年五月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

(不正利得の徴収に関する経過措置) 第四条 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十条の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

(老齢年金の支給の特例)

第五条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号まで

のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しても、この法律による改正後の同法同項の規定にかかるわらず、同項の老齢年金を支給する。

(通算老齢年金の支給の特例)

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間に對しては、この法律による改正後の同法第四十六条の二の規定に該当している六十五歳以上であるものに対しても、この法律による改正後の同法第一項第一号から二号までの規定に該当する。

(特例老齢年金の支給に関する経過措置)

第七条 昭和四十年五月一日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保

法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八条の二第一項第一号イ又はロのい

ずれかに該当している被保険者が、六十歳以上であるとき。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

二 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その障疾の程度を診査し、年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金について、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を六万七千二百円とする。

三 附則第四条第五項若しくは第六項の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第十七号)附則第四条第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額(加給年金額を除く。)が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一項又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第十七号)附則第四条第七項の規定によりその基本年金額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

5 第十条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鳏夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、

第九条 昭和四十年五月一日において現に厚生年

金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支

給する従前の障害年金の例による保険給付を受

けける権利を有する者のうち、同法別表第一に定

めの一級の障疾の状態にある者の当該障害年金

について、その額(従前の加給金に相当する

給付の額を除く。)を八万四千円とし、その他の

者の当該障害年金について、その額(従前の

加給金に相当する給付の額を除く。)を六万七千

二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その障疾の程度を診査し、年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金について、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)を六万七千二百円とする。

3 附則第四条第五項若しくは第六項の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第十七号)附則第四条第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額(加給年金額を除く。)が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、障疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、障疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

5 第十条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鳏夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、

配偶夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

(保険給付の支給に関する経過措置)

第十一條 前三条に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(障害年金等の支給に関する経過措置)

第十二條 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七条及び第五十条の規定は、適用しない。

2、被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合には、この限りでない。

(死亡の推定に関する経過措置)

第十三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからぬか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからぬ被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

(支給停止に関する経過措置)

第十四條 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条の規定によりその支給が停止されている遺族年

金は、同法第三十六条第二項の規定にかかるはず、同年同月分から支給するものとする。

(旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置)

第十五條 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利

の取得については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の当該規定にかかるわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項(妻に關する部分に限る)の規定の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅につ

いては、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされるる旧厚生年金保険法の当該規定にかかるわらず、

この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

2、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされるる旧厚生年金保険法の当該規定にかかるわらず、

この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

(保険料に関する経過措置)

第十六條 昭和四十年四月以前の月に係る保険料について、なお従前の保険料率による。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に、「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第八条第八項第二号中「同法附則第二十八条规定する共済組合の組合員が負担する当該共済組合の掛金」を「厚生年金基金の加入員として負担する掛金(同法百四十条第四項の規定により負担する徴収金を含む。)」に改める。

2、前項の規定は、同項の規定による保険料率に規定する共済組合の組合員が負担する当該共済組合の掛金を厚生年金基金の加入員として負担する掛金(同法百四十条第四項の規定により負担する徴収金を含む。)に改める。

(時効に関する経過措置)

第十八条 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者

の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十九條 昭和四十年五月一日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第一百九条第二項及び第一百五十二条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

第二十二条 第二項中「控除して計算した金額」の下に「(当該契約が厚生年金保険法第一百三十条第三項若しくは第百五十九条第三項の規定により締結された信託若しくは保険の契約)」に改める。

第五条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第二十三条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「信託又は保険の契約」を「信託若しくは保険の契約又は厚生年金保険法第一百三十条第三項若しくは第百五十九条第三項の規定により締結された信託若しくは保険の契約」に改める。

第五条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「厚生年金基金及び同連合会」を加える。

第二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「ラをムとし、ナをヲとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次

船員保険法の一部を改正する法律
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一
部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条ノ二」とし、「第五十三条ノ五」を「第三十九条ノ六」に、「第五十条ノ八」を「第五十条ノ十」に、「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。

第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次の
一条を加える。

国民の生活水準其の他ノ諸事情ニ著シキ変動方
生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ニ応ズル
為ノ調整ガ加ヘラルベキモノトス

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	九、〇〇〇円	三〇〇円	九、五〇〇円未満
第二級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一、〇〇〇円未満
第三級	一一、〇〇〇円	四〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第四級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第五級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第六級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第八級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一〇級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一一級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一二級	三〇、〇〇〇円	一〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一三級	三三、〇〇〇円	一一〇円	三一、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満
第一五級	三六、〇〇〇円	一二〇円	三四、〇〇〇円以上三七、〇〇〇円未満
第一四級	三九、〇〇〇円	一三〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第一六級	四二、〇〇〇円	一四〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第一七級	四五、〇〇〇円	一五〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第一八級	四八、〇〇〇円	一六〇円	四六、五〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第一九級	五一、〇〇〇円	一七〇円	五四、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満

第二〇級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二一級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二二級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二三級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第二四級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上七四、〇〇〇円未満
第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第五条第一項中「障害手当金」を削る。			
第十二条第一項及び第三項中「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。			
第二十条第四項中「老齢」の下に「、痴疾」を加え、「五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スペキ遺族年金及を削る。			
第二十三条第二項第三号本文中「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号たゞし書を削り、同条第四項中「子ト看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」を「子ト看做ス」に改める。			
第二十三条ノ三中「第四十二条」を「第四十二条ノ二」に、「第五十条ノ六」を「第五十条ノ八」に改める。			
第二十四条ノ二の次に次の二条を加える。			
ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シ又ハ同一人ニ対シ乙年金ヲ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スペキ場合ニ於テ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スペキ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ヲ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス			
年金ノ支給ヲ停止スペキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スペキ期間ノ分トシテ年金ガヘタル額トシ其ノ加フベキ額ハ三万円ヲ超ユ			
シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニシテ四千円ヲ十二ヲ以テ除シテ得タル額ヲ加			
第三十五条 老齢年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル額トス			
一 六万円 (十五年以上被保險者タリシ者ニ関			
ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ハ三万円トス)			

二 平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一二相当ス
ル額ニ被保險者タリシ期間ノ月數ヲ乘ジテ得
タル額
第三十七条中「為リタルトキ」の上に「(六十五歳
ニ達シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク)」を
加える。

第三十八条中「第三十四条第二項」を「第三十
四条第三項」に、「第一号乃至第六号」を「一級
又ハ二級」に改め、同条に第一項として次の二項
を加える。
老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者タル
間其ノ額(第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ
金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除ギタ
ル額)ノ百分ノ三十二相当スル部分ノ支給ヲ停
止ス。

第三章第五節第一款中第三十八条の次に次の二
項を加える。

第三十九条ノ二老齢年金ノ支給ヲ受クル被保險
者方其ノ資格ヲ喪失シタル後被保險者ト為ルコ
トナクシテ三十日ヲ超過シタルトキハ前後ノ被
保險者タリシ期間ヲ合算シテ老齢年金ノ額ヲ改
定ス。

第三十九条ノ二に次の二号を加える。

三 第一号イ乃至ニ何レカニ該当スル被保險
者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保險者ガ
六十五歳ニ達シタル後同号イ乃至ニノ何レカ
ニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ四 通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者
ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其
ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ
一 死亡シタルトキ

二 被保險者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達
シタル後被保險者ト為リタルトキヲ除ク

三 老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタル
トキ

第三十九条ノ五第三項中「第一項」を「第二項」
に改め、「通算老齢年金ハ」の下に「第二十四条
ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に

第一項として次の二項を加える。
第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老
齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ其ノ資格ヲ喪
失シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同条第一項中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保
險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル
日」の下に「(療養ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リ
テハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を
加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ
別表第五ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ
其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給
ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に
次の二項を加える。
被保險者タリシ間に発シタル疾病又ハ負傷及之
ニ因り発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノ
ナルトキハ治療シタル場合職務外ノ事由ニ因ル
モノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因り發
シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養
ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科
医師ノ診療ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ三年以内
ニ治癒シタル場合ニ于テ別表第五ニ定ムル程度
ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ障害年金ノ
六年分ニ相当スル金額ニ満タルトキハ其ノ差
額(其ノ額其ノ障害ノ程度ニ応ズル職務上ノ事
由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超エ
ルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額)
ノ下に「(十五年以上被保險者タリシ者ニ關
シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ
平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘ
タル額トス)」を加え、同項第二号中「平均標
準報酬月額ノ四月分ニ相当スル金額」を「第三十
五条ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期
間ノ月數方百八十二満タザルトキハ百八十シテ
計算シタル額トス)ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一
ノ二ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額ガ六
ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に

第一項として次の二項を加える。
第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老
齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者
タル間其ノ額ノ百分ノ二十二相当スル部分ノ支
給ヲ停止ス
第三章第五節第二款中第三十九条ノ五の次に次
の二項を加える。
第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老
齢年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪
失シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同条第一項中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保
險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル
日」の下に「(療養ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リ
テハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を
加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ
別表第五ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ
其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給
ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に
次の二項を加える。
被保險者タリシ間に発シタル疾病又ハ負傷及之
ニ因り発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノ
ナルトキハ治療シタル場合職務外ノ事由ニ因ル
モノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因り發
シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養
ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科
医師ノ診療ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ三年以内
ニ治癒シタル場合ニ于テ別表第五ニ定ムル程度
ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ障害年金ノ
六年分ニ相当スル金額ニ満タルトキハ其ノ差
額(其ノ額其ノ障害ノ程度ニ応ズル職務上ノ事
由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超エ
ルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額)
ノ下に「(十五年以上被保險者タリシ者ニ關
シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ
平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘ
タル額トス)」を加え、同項第二号中「平均標
準報酬月額ノ四月分ニ相当スル金額」を「第三十
五条ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期
間ノ月數方百八十二満タザルトキハ百八十シテ
計算シタル額トス)ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一
ノ二ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額ガ六
ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に

第一項として次の二項を加える。
第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老
齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保險者
タル間其ノ額ノ百分ノ二十二相当スル部分ノ支
給ヲ停止ス
第三章第五節第二款中第三十九条ノ五の次に次
の二項を加える。
第三十九条ノ六 第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老
齢年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪
失シタル場合ニ之ヲ準用ス
第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同条第一項中「被保險者ノ資格喪失前」を「被保
險者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル
日」の下に「(療養ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リ
テハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日)」を
加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ
別表第五ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ニハ
其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給
ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に
次の二項を加える。
被保險者タリシ間に発シタル疾病又ハ負傷及之
ニ因り発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノ
ナルトキハ治療シタル場合職務外ノ事由ニ因ル
モノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因り發
シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日(療養
ノ給付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科
医師ノ診療ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ三年以内
ニ治癒シタル場合ニ于テ別表第五ニ定ムル程度
ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ定ムル程度ノ障害ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既
ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ障害年金ノ
六年分ニ相当スル金額ニ満タルトキハ其ノ差
額(其ノ額其ノ障害ノ程度ニ応ズル職務上ノ事
由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超エ
ルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額)
ノ下に「(十五年以上被保險者タリシ者ニ關
シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ
平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘ
タル額トス)」を加え、同項第二号中「平均標
準報酬月額ノ四月分ニ相当スル金額」を「第三十
五条ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期
間ノ月數方百八十二満タザルトキハ百八十シテ
計算シタル額トス)ニ障害ノ程度ニ応ジ別表第一
ノ二ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額ガ六
ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に

因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ノ状態ヲ合セザル
廃疾ノ状態ニ付支給スベキ額ニ改定ス

第四十四条ノ三 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者

タリシ周ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発
シタル疾病ニ因リ廃疾ト為リタルニ依ル障害年

金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾

病ニ付国家公務員災害補償法(昭和二十六年法
律第百九十一号)第十三条(他ノ法律ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム以下之三同ジ)、公立学校の

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する法律(昭和三十二年法律第百十三
号)第三条第三号若ハ労働基準法(昭和二十二
年法律第四十九号)第七十七条ノ規定ニ依ル障
害補償又ハ労働者災害補償保険法(昭和二十二
年法律第五十号)第十二条第一項第三号ノ規定
ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル
ニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタル障
害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ更ニ職
務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廃
疾ト為リタル場合ニハ第四十一条第三項ノ規定
ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラ
レザルニ至リタルトキ前後ノ廃疾ノ状態ヲ合シ
ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ
規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタルベキ障害年金
ヲ受クベキ程度ノ廃疾ト為リタル場合ニ於テ亦

第四十五条に次の一項を加える。

第二十条ノ規定ニ依ル被保險者タリシ周ニ発シ
タル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因
ル廃疾ニ付第四十条第二項ノ規定ニ依リ廃疾ノ

程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷
及之ニ因リ発シタル疾病ニ付国家公務員災害補
償法第十三条、公立学校の学校医、学校歯科医
及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第
三条第三号若ハ労働基準法第七十七条ノ規定ニ
依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法第十二
条第一項第三項ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給

ヲ受クル権利ヲ有スルトキハ第四十条第二項ノ
規定ニ拘ラズ其ノ廃疾ニ付テハ障害手当金ヲ支
給セズ

第四十五条ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ
事由ニ因ル」を削る。

第五十条第五号中「被保險者ノ資格喪失前」を
「被保險者ノ資格喪失後被保險者タリシ周ニ改
め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「療養ノ
給付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師
ノ診療ヲ受ケタル日」を加え、同条第六号中「第
一号乃至第六号」を「一般又ハ二級」に改める。

第五十条ノ二第一項第一号中「其ノ被保險者又
ハ被保險者タリシ者ガ支給ヲ受クベキ程度ノ廃
疾ト為リタルトキハ八百八十トキハ六十トキハ
ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期間ノ
シタル額トス)」に改め、同条第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加
える。

前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額
六万円ニ満タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ四第一項第三号中「直系姻族」を
「直系血族及直系姻族」に改め、同条第二項を削
る。

第五十条ノ五第一項を削る。

第三章第九節中第五十条ノ八を第五十条ノ十と
し、第五十条ノ七を第五十条ノ九とし、第五十条
ノ六を第五十条ノ八とし、第五十条ノ五の次に次
の二条を加える。

第五十条ノ六 左ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由
ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支
給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支
給セズ

第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及
シタル額トス

第五十二条第一項中「被保險者タリシ者ガ」の下に
「自」ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失
ニ因リ、
「」を加え、「若ハ障害手当金」を「障害
手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三条第一項ただし書を次のように改める。

タル場合ニ於テ第五十条第四号ニ該当シタル

ニ因リ支給スベキ遺族年金

二 被保險者タリシ者ガ第二十条ノ規定ニ依ル
被保險者タリシ周ニ発シタル疾病又ハ負傷及
之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合
ニ於テ第五十条第五号ニ該当シタルニ因リ支
給スベキ遺族年金

三 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者タリシ周ニ
発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾
病ニ因ル廃疾ニ付障害年金ノ支給ヲ受クル者
(第四十一条第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル
者ニシテ第二十条ノ規定ニ依ル被保險者タリ
シ周ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シ
タル疾病ニ因ル廃疾ヲ合セザルモ職務外ノ事
由ニ因ル廃疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル
一級又ハ二級ニ該当シタルモノヲ除ク)ガ死
亡シタル場合ニ於テ第五十条第六号ニ該当シ
タルニ因リ支給スベキ遺族年金

ノ例ニ依リ計算シタル額(被保險者タリシ期間ノ
シタル額トス)」に改め、同条第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加
える。

前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額
六万円ニ満タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ七前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一
ノ事由ニ因リ國家公務員災害補償法第十五条
(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、公立学
校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する法律第三条第四号若ハ労働基
準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働
者災害補償保険法第十二条第一項第四号ノ規定
ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキ
ハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十二条第一項中「被保險者タリシ者ガ」の下に
「自」ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失
ニ因リ、
「」を加え、「若ハ障害手当金」を「障害
手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三条第一項ただし書を次のように改める。

第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及
シタル額トス

第五十四条第一項中「百六十九分ノ五二・五」を
「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百
十六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、
「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二
分ノ百五十八」を「千分ノ百八十八」に、「千分
ノ四十二」を「千分ノ七十二」に改め、同条に次
の二条を加える。

前項ノ保険料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合
スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上げラルベキモ
ノトス

第六十条第一項中「百六十九分ノ五二・五」を
「百九十九分ノ六十七・五」に、「百六十九分ノ百
十六・五」を「百九十九分ノ百三十一・五」に、
「百五十八分ノ四十七」を「百八十八分ノ六十二
分ノ百五十八」を「百八十八分ノ百十一」を「百八十八分ノ百
二十六」に改める。

第四章中第六十二条ノ三を第六十二条ノ四と
し、第六十二条ノ二の次に次の二条を加える。

第六十二条ノ三 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者
ハ将来ノ一定期間ノ保険料ヲ前納スルコトヲ得
し、第六十二条ノ二の次に次の二条を加える。

第六十二条ノ四 第二十条ノ規定ニ依ル被保險者
ハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタル
月ノ保険料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除
シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保険料ニ付
テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタル
トキニ夫々ノ月ノ保険料ガ納付モラレタルモノ
ト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外保険料ノ前納ノ手續、
前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前
納三寸必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表第一ノ二
別表第四職務外の事由による廢疾の欄を次のように改める。
別表第一ノ二の次に次の表を加える。

廢疾ノ程度	率
一級	一・二五
二級	一・〇〇
三級	〇・七五

三									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 兩耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ 一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ 一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ	長管状骨ニ板関節ヲ残シ運動機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ 一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ	拇指及示指ヲ併セ一手ノ四指ノ用ヲ廢シタルモノ 一足ヲ「リストラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ	前各号ニ掲タルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ 精神又ハ神経系統ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ 傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神若ハ神経系統ニ労働ガ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ	別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。	付則	級	一五

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を「両眼ニ依リ視野二分ノ以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」を「脊柱ニ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮闊節」を「著シキ転位変形」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十年五月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第二十三条ノ三の改正規定、第二十四条ノ二の次に一条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第四十二条及び第四十二条ノ二の改正規定、第四十三条第一項の改正規定、第四十六条第一項第二号の改正規定、第四十八条の改正規定、第五十条ノ四第一項第三号の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十三条第一項の改正規定並びに第五十八条第三項の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(減額老齢年金制度)

第二条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

(昭和四十年四月三十日までの間の規定の譲替え)

第三条 昭和四十年四月三十日までの間は、この法律による改正後の船員保険法第二十三条ノ三及び第五十一条第二項中「第五十条ノ八」とあるのは「第五十条ノ六」と、同法第五十一条第一項中「第三十四条第三項」とあるのは「第三十四条第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。
(標準報酬に関する経過措置)

第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を得て、同日まで引き続き船員保険法第十

七条の規定による被保険者の資格のある者うち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円(報酬月額が五万四千円未満である者を除く。)である者については、同年五月からその標準報酬を改定する。
(老齢年金の支給の特例)

第五条 昭和四十年五月一日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対する被保険者であつて、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかるらず、同項の老齢年金を支給する。
(通算老齢年金の支給の特例)

第六条 昭和四十年五月一日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対する被保険者であつて、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかるらず、同条の通算老齢年金を支給する。

(従前の保険給付の額の特例)

第七条 昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金(船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く。)を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額(加給金の額を除く。)を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の額を改定する者に対する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く。)を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第八条 昭和四十年五月一日において現に職務の事由による障害年金を受ける権利を有する者は、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。
2 前項の障害年金については、その額(加給金の額を除く。)が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかるらず、これを七万六千八百円とする。

第九条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、懸夫年金又は遺児年金の例による保険給付(附則第十三条第一項の規定による保険給付を含む。)については、その額(加給金又は増額金の額を除く。)が六万円に満たないときは、これを六万円とする。
(保険給付に関する経過措置)

第十条 老齢年金、通算老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十条第一号及び第四号から第六号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第

七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和七年法律第五十九号)附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付(前項の規定による保険給付を含む。)を受ける権利の消滅については、昭和四十年五月一日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によるものとされる同法による改正前の船員保険法の当該規定にかかる病又は負傷及びこれらに起因する疾病については、この法律による改正後の同法第四十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 被保険者があつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者があつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りではない。
(支給停止に関する経過措置)

第十二条 昭和四十年五月一日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十条ノ五第一項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同年同月分から支給するものとする。
(従前の寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置)

第十三条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十八号)の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻であつて、昭和四十年五月一日において五十五歳以上の妻であつた者に該当した場合において同じくが一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

る。以下この項において同じ。)に達したとしたならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。
2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられるべきを妨げるものではない。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給)
第十六条 被保険者があつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。)が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

九八四

<p>基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準する給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額</p> <p>第八十四条第三項中「備えたものをして、これらの規定に規定する厚生年金基金契約とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)第百三十条第三項(基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)又は第百五十九条第三項(連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結)の規定により締結された信託又は保険の契約をいう」に改める。</p> <p>別表第一第一号の表中鉱害復旧事業団の項に次のように加える。</p> <p>厚生年金基金</p> <p>厚生年金保険法</p>	
<p>厚生年金基金連合会</p> <p>別表第二第一号の表中國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合の組合員</p> <p>厚生年金基金連合会</p> <p>厚生年金保険法</p>	
<p>国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>国家公務員共済組合法第八十一条</p> <p>通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(以下この条において「関係整理法」という。)附則第二</p>	
<p>私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>私立学校教職員共済組合法第四十八条の例によることとされた関係整理法附則第二十二条</p> <p>第三項</p>	
<p>公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項</p>	

<p>(所得稅法及び法人稅法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の一部改正) 第五十二条 所得稅法及び法人稅法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和四十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十九条 削除</p> <p>附則中第二十二条を第二十四条とし、第二十条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>(退職一時金に関する特例)</p> <p>第二十三条 次の表の上欄に掲げる組合員(農林漁業團體職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。)たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して六年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。</p> <p>国家公務員共済組合法第八十一条</p> <p>国家公務員共済組合法第八十条第三項</p>	
<p>農林漁業團體職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員</p> <p>地方公務員等共済組合法の長</p> <p>期給付等に関する施行法第二百二十二条において準用する同法</p>	
<p>農林漁業團體職員共済組合法第八十条第三項</p> <p>地方公務員等共済組合法の長</p> <p>期給付等に関する施行法第二百二十二条において準用する同法</p>	
<p>農林漁業團體職員共済組合法第八十条第三項</p> <p>地方公務員等共済組合法の長</p> <p>期給付等に関する施行法第二百二十二条において準用する同法</p>	
<p>農林漁業團體職員共済組合法第八十条第三項</p> <p>地方公務員等共済組合法の長</p> <p>期給付等に関する施行法第二百二十二条において準用する同法</p>	

て講じた施策は、昭和三十九年度を中心に行なったものであります。

これらの内容を要約いたしますと、国際観光が講じた観光に関する諸政策について述べたものであります。

つきましては、わが国に来訪する外国人は年々着実に増大しており、昭和三十年当時には約十万三千人であったものが、三十九年には三・四倍の三十五万三千人に達しております。このうち、観光を目的とするものについてのみ見ますと、三十年には約二万五千人であったものが、七・三倍の十八万二千人と著しく伸びております。また、三十九年のオリンピック東京大会開催時に来日した外国人は約五万三千人で、当初の予想を下回ったのであります。

なお、わが国に来訪する外国人を地域的に見ますと、昭和三十八年には、アメリカから過半数に当たる五八%、次いでアジア、太平洋地域から三〇%、ソ連、東欧を除くヨーロッパ地域から一四%となつております。世界の観光客の送り出し市場として、アメリカと並び高い位置を占めるヨーロッパ諸国からの観光客がこの程度にとどまっていることは、今後ヨーロッパからのお誘致に力を注ぐ必要があることを示しております。

一方、日本銀行の為替統計による海外旅行収支について見ますと、昭和三十年当時には受け取り一千四百万ドル、支払い八百万ドル、計二千二百万ドルであったものが、三十九年には受け取り七千九百万ドル、支払い九千三百万ドル、計一億七千二百万ドルと、七・八倍もの規模に達しております。しかしながら、海外旅行収支じりは、三十八年の業務渡航の自由化、三十九年の観光渡航の自由化の影響もあり、国際通貨基金で行なつております。しかし、わが国に来訪する外国人は年々着実に増大しております。海外旅行収支じりは、三十九年当時には約十万三千人で、当初の予想を下回ったのであります。

めには、国民の海外渡航を制限することも一つの

方法として考えられますが、これはOECDへの加盟等により、先進諸国の仲間入りをし、今後ますます国際的活動を期待されているわが国の現状を考慮すると、適当ではないと思われますので、今後は従来にも増して、外客の誘致に努力し、外貨収入の増大をはかつていく必要があると考えられます。

外客の誘致をはかるためには、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成等の施策により、わが国の観光水準を高めることが必要であり、また、これ並んで海外観光宣伝、広報活動の強化や、外客受け入れのための諸施設の整備等、諸般の施策を講ずる必要があります。

次に、国民の観光旅行について見ますと、経済の発展に伴う国民生活の向上等によって観光旅行者は年々増加しております。ことに国民宿舎やユースホステルの利用者がふえていることから見ましても、観光旅行は大衆に浸透しつつあることから見て、それが得られるのであります。また一方では、自家用車や航空機、ホテルなどを利用する者も増加しております。デラックス化の傾向も見えておりま

す。

しかし、このように国民の観光旅行が発展するにつれ、観光資源の破壊等をはじめとするいろいろの問題が生じております。

まず第一に、観光資源の破壊であります。観光地における森林の過度の伐採や、観光地の景観に合致しないホテル、遊園地の造成等による風致の破壊は大きな問題となつております。また、観光客自体による樹木の棄損、汚物の放棄、放歌喧騒等も観光地の機能を著しくそくなるものであることは言うまでもありません。これらの問題についても述べております。

次に、昭和四十年度において講じようとする観光に関する政策について簡単に御説明いたしました。この政策は、ただいま説明いたしました観光に関する政策について簡単に御説明いたしました。

まず、国際観光の面については、海外広報宣伝活動の強化、国際会議誘致のための諸施策の推進等により、極力外人来訪客の増加をはかつていくこととしております。

また、これと並んで国際観光地及び国際観光ルートの整備をはじめ、外人来訪客向けの諸施設

を整えるとともに、未開発地域を開拓して観光客を誘致することも検討する必要があります。これと並んで観光施設の効率的利用、投資の効率化を図る見地から、オフシーズン対策を講ずることも検討する必要があります。

第三の問題としてあげられるのは、観光旅行の増大、デラックス化の反面、これから取り残されたり、人々が存在していることあります。この対策としては、今後、所得格差は正等の一般的の施策を進めるほか、低廉な宿泊施設の整備等、大衆の旅行の容易化をはかる方策も検討する必要があります。

なお、この連休には、異常な気候のせいもあって、登山者の中に特に多くの遭難者が出ていたのであります。

以上をもって昭和三十九年度観光の状況等に関する年次報告についての説明を終わります。

次に、昭和四十年度において講じようとする観光岳、海浜等の観光地及び交通機関において危難防止対策をさらに強化する必要があることについても述べております。

以上をもちまして昭和三十九年度観光の状況等に関する年次報告及び昭和四十年度において講じようとする観光に関する政策についての御説明を終わります。(拍手)

○野間千代三君登壇 及び昭和四十年度観光政策についての発言 に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。野間千代三君。

〔野間千代三君登壇〕

○野間千代三君 私は、日本社会党を代表して、

ただいま説明のありました昭和三十九年度の観光の状況等に関する年次報告、昭和四十年度におい

て講じようとする観光に関する政策について、佐藤總理をはじめ関係大臣に質問をいたしたいと存じます。

第四十三回国会において成立した観光基本法

は、その前文において明らかのように、観光の向

かうべき新たな道を明らかにし、その政策の目標

を示すものとして制定されたもので、観光政策の

目標は、国際社会の相互理解の増進を願願とし

て、国民をして健康で文化的な生活を享受しよう

とするものであります。

ところで、政府においては、はたしてこの観光立国の高い宣言に対しても理解を持つておられるのかどうか。ただいま年次報告の説明を聞いた限りにおいては、遺憾ながら疑いを持たざるを得ないのであります。このように年次報告が平板で、関係各省の報告書類の寄せ集めで、したがつて残念ながらお粗末であると断ぜざるを得ないのは、ただに観光政策の貧困といふことに限られた問題ではないのではないか。観光政策が目標としている国際社会の相互理解、すなわち、平和外交に対する無関心、国民生活の安定に対する不熱心、そういう政府の姿勢そのものに貢の原因があるのではないかと私は思うのであります。(拍手)

そこで、私がまず第一に總理にお尋ねをしたいのは、観光基本法の目標を実現するためには、世界のすべての人々をして、たずねてみたい意欲を抱かしめるに足る平和な豊潤な国家を創設するところが緊急な要務であるうと思ふのですが、今日のわが国の政治情勢は決して諸国民をしておなわち、日韓両國の国民大多数が反対している日韓会談の成り行きをはじめ、アメリカのベトナム侵略への政府の盲目的な追随外交、日中国交関係も、總理のしばしば言明しておられた経済外交そのものすらとんざしている実情にあります。

そして、国内には激しい物価騰貴からの生活不安、はては四十分おきに一人の国民の生命を失うという交通戦争、まさに何の観光をやといわねばなりません。平和外交あるいは日中、日朝間の善隣外交等の推進、そして国内経済の安定についてどのように考えておられるのか、具体的な施策をお尋ねしなければなりません。祈つて待つものではありません。

第二の質問は、観光事業そのものの持つてある国の経済に与える重要性についてであります。

立国の高い宣言に対して真に理解を持つておられるのかどうか。ただいま年次報告の説明を聞いた限りにおいては、遺憾ながら疑いを持たざるを得ないのであります。このように年次報告が平板で、関係各省の報告書類の寄せ集めで、したがつて残念ながらお粗末であると断ぜざるを得ないのは、ただに観光政策の貧困といふことに限られた問題ではないのではないか。観光政策が目標としている国際社会の相互理解、すなわち、平和外交に対する無関心、国民生活の安定に対する不熱心、そういう政府の姿勢そのものに貢の原因があるのではないかと私は思うのであります。(拍手)

そこで、私がまず第一に總理にお尋ねをしたいのは、観光基本法の目標を実現するためには、世界のすべての人々をして、たずねてみたい意欲を抱かしめるに足る平和な豊潤な国家を創設するところが緊急な要務であるうと思ふのですが、今日のわが国の政治情勢は決して諸国民をしておなわち、日韓両國の国民大多数が反対している日韓会談の成り行きをはじめ、アメリカのベトナム侵略への政府の盲目的な追随外交、日中国交関係も、總理のしばしば言明しておられた経済外交そのものすらとんざしている実情にあります。

そして、国内には激しい物価騰貴からの生活不安、はては四十分おきに一人の国民の生命を失うという交通戦争、まさに何の観光をやといわねばなりません。平和外交あるいは日中、日朝間の善隣外交等の推進、そして国内経済の安定についてどのように考えておられるのか、具体的な施策をお尋ねしなければなりません。祈つて待つものではありません。

第二の質問は、観光事業そのものの持つてある国の経済に与える重要性についてであります。

昭和三十九年度の世界の貿易の総額は千五百八十四億ドルで、そのうち観光による輸入の総合計は百億ドルに達しております。品目別貿易高の実

に第一位にあって、この見える貿易は、各国の国際収支の動向に重要な地位を占めつつあります。イタリアのごときは、観光収入七億四千八百万ドル、その他スイス、オーストリア、スペイン等の諸国においても、それぞれ輸出産業中の一位

ないし二位を占めておる現況にあります。ところが、わが国においては、ただいま御説明のありますとおり、その受け取り額は七千万ドルにすぎません。しかも一千六百十六万ドルの赤字を出す

あります。これまでありますとして、政府の発表した通商白書をして、わが国経常収支の悪化は、貿易外収支赤字幅の拡大によるところをわめて大きく、経常収支の均衡確保のため、運輸、観光などを中心とする貿易外収支の改善がきわめて緊要であると嘆かれておるのであります。政府は中期経済計画でますけれども、かかる実情に対する首相並びに閣僚大臣の所見を伺いたい。

これに関連して外客誘致の問題であります。国際連合経済社会理事会でも検討されました出入国手続の簡素化についてであります。

わが国の繁雑な旅券、査証、通関等これら出入

国手続の簡素化について検討さるべきであると存じます。

第三に、観光資源の保護助成と積極的な開発についてであります。

わが国は、恵まれた自然と、歴史によつて洗練された伝統によつて多くの観光資源を有しておる

のであります。こうした資源の管理、保護、修

理、開発に対して、政府の四十年度予算としては

合計してただの二十三億七千三百三十六万円にし

かすぎません。加えて産業開発との不調和、観光

諸団体への指導不足等から、あたら日本の明暗な

天然資源は無秩序、低俗化、荒廃にまかされ、多

くの国宝等もまた、政府補助の不足から、たとえ

ば東大寺の屋根のごときは、関係者の努力にもかかわらず、雨漏りの窮状にあるといわれております。

運輸大臣は、総合的な観光政策の確立と観光資源開発について、文部大臣は、国宝建造物その他の保全について、建設大臣は、観光と産業開発の調和について、それぞれの対策をいかに考えておられるか伺いたいと存じます。

第四の問題は、国民旅行の助成策であります。年次報告によると、国民消費構造の中の教養娯

樂費の占める割合が向上し、文化的支出のウエート

は大きくなつたと説明しております。国民生活白書もまた、余暇時間に対する家計費の支出が一九

六八年一億八百万ドルの収入を予想しておりますけれども、かかる実情に対する首相並びに閣僚大臣の所見を伺いたい。

これに関連して外客誘致の問題であります。国際連合経済社会理事会でも検討されました出入

国手続の簡素化についてであります。

わが国の繁雑な旅券、査証、通關等これら出入

国手續の簡素化について検討さるべきであると存じます。

第三に、観光資源の保護助成と積極的な開発についてであります。

わが国は、恵まれた自然と、歴史によつて洗練

された伝統によつて多くの観光資源を有しておる

のであります。こうした資源の管理、保護、修

理、開発に対して、政府の四十年度予算としては

合計してただの二十三億七千三百三十六万円にし

かすぎません。加えて産業開発との不調和、観光

諸団体への指導不足等から、あたら日本の明暗な

天然資源は無秩序、低俗化、荒廃にまかされ、多

くの国宝等もまた、政府補助の不足から、たとえ

て、眞の愛國心は中教審の期待される人間像などによってつくられるものではありません。しかるに、今日の修学旅行の実態は、交通事故、食中毒、すし詰み旅館、疲労と心労の連続であります。かつまた、最もそれを必要とする僻遠地学校においては、対策のないままに修学旅行すらできない実情であります。また、要保護児童に対する補助もまた少額に過ぎると思しますが、修学旅行のあり方とその補助の方策をどのように考えておられるか。

私は、基本的には義務教育学校における修学旅行は、教育の重要な一環として、交通宿泊費などを基本部分はこれを国庫負担とすべきであると考えるのであります。文部大臣並びに大蔵大臣の考え方を伺いたいと存じます。(拍手)

第五に、観光関係の行政は、運輸、厚生、文部、建設、農林、外務、通産、経企庁、総理府等政府機関のすべてに散在をしてる実態で、おそらく一つの書類の決裁を求めていくならば、一つの観光ルートになるであります。観光行政強化の問題であります。

今日、観光関係の行政は、運輸、厚生、文部、建設、農林、外務、通産、経企庁、総理府等政府機関のすべてに散在をしてる実態で、おそらく一つの書類の決裁を求めていくならば、一つの観光ルートになるであります。観光行政強化のため、これが整理統合をはかる必要があると考えますけれども、関係大臣の所見を伺いたいと思います。

最後に、国際会議の誘致招請の問題であります。

観光平和立国を宣言したわが国が、国際社会の相互親善の増進のために、国際的な諸会議を誘致してわが国の施設を活用することは、国民のひとしく希望するところではないかと思います。この問題についての政府の所見を伺いたいと思います。

私は、日本の政府は、平和のために戦う権利と義務があると考え、観光政策もその重要な施策の一つであることを政府に反省を促し、政府の善処を求めて、以上、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたしました。

私は申しておきましたが、われわれは自由を守り、平和に従事する、それこそわが国の基本的な態度である。この意味において、国際観光が国際平和の重大なる使命があるのだ、かように私は思つております。(拍手) 御指摘のとおりであります。これは、今日は、ただ單に、景観、景色だけを見るところよろんな時代でないこともこれまで御指摘のとおりであります。経済につながる、このことを見のがすことはできません。したがいまして、わが国の経済が非常な発展を来たした。その意味において、いわゆる観光客もずいぶんこの経済事情に促されて日本に来ておる。また、日本の経済ばかりじゃなく、政治のあり方につきましても多大の関心を持っておる。

指摘になつたとおり、いわゆる国際平和、そのシンボルが国際観光である、かように考えております。さて、御承知のように、機会あるごとに

が意を用いて初めて満足を与えることができるんだ、かように思ひわけでございます。

その他のお尋ねに対しましては、それぞれ関係大臣から説明いたします。(拍手)

〔國務大臣松浦周太郎君登壇〕

○國務大臣(松浦周太郎君) お答え申し上げます。

私は対しましては、まず第一に、観光資源の開発について、あるいは保全についての対策についてでございますが、観光資源の保全は、観光地の美化とともに観光の健全化のため、万全の配慮を要する問題であります。運輸省といたしましても、総理府、大蔵省、厚生省、建設省、文部省等関係各省と協力いたしまして、広範な国民運動を開拓する等、促進に努力いたしておるのでござります。

それから、労働大臣が、港湾労働法の採決の關係でたゞいま参議院におりますので、この労働関係につきましては、先ほどお問い合わせいたしましたが、この問題はわれわれのほうと協力いたしておりますから、かわってお答え申し上げます。

そこで、御指摘のように、日韓交渉が妥結する、そういう意味におきましては、特にまた関心を深めてくるし、またベトナム問題について日本が平和を愛好し、平和でありたいという意味で、不抜力をすでに表明しておる、そういう立場におきましても、これまた関心を呼んでおると思ひます。また、日中、日韓等の関係におきましても、同様なことがいえるだろう。在来の方針におきまして、日本がいわゆる平和、親善の関係を持続していくことにつきましては、これまでも、御指摘のとおり、経済が安定し、物価が安定すること、それこそ観光客誘致上の大きな仕事であります。また、国内の物価問題等におきましては、やる観光の面でも関心を呼んでおることで私は思ひます。

そこで、御指摘のように、日韓交渉が妥結する、そういう意味におきましては、特にまた関心を深めてくるし、またベトナム問題について日本が平和を愛好し、平和でありたいという意味で、不抜力をすでに表明しておる、そういう立場におきましても、これまた関心を呼んでおると思ひます。また、日中、日韓等の関係におきましては、同様なことがいえるだろう。在来の方針におきまして、日本がいわゆる平和、親善の関係を持続していくことにつきましては、これまでも、御指摘のとおり、経済が安定し、物価が安定すること、それこそ観光客誘致上の大きな仕事であります。また、国内の物価問題等におきましては、やる観光の面でも関心を呼んでおることで私は思ひます。

が意を用いて初めて満足を与えることができるんだ、かように思ひわけでございます。

一、去る四月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備ための国の財政上の特別措置に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

農地管理条例案

酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法案

地方住宅供給公社法案

総理府設置法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法案

（議案通知）
一、去る四月三十日、次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

漁港法の一部を改正する法律案
（議案修正承諾要求書受領）
一、去る四月三十日、内閣から、次の件につき、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案中修正の件

（議案修正承諾及び通知）
一、去る四月三十日、本院は次の件を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案中修正の件

等政令で定める事業に要する経費で当該道県の負担分のうち、通常の負担額をこえる負担額の財源とするため起した地方債について、その利子支払額の一部を補給する。

2 国は、産炭地域の市町村に対し、市町村が道路、港湾等政令で定める事業を標準財政規模の百分の十以上負担した場合、国の負担割合を最高二割五分増しの限度で引き上げ、特に疲弊の著しい六条地域の市町村について

は、百分の六以上負担した場合、最高一割五分増しの限度で引き上げる方式との併用を認める。

3 特別措置の適用期間は、地方債利子補給については昭和五十五年度までとし、国の負担割合の特例については産炭地域振興臨時措置法の失効年度（昭和四十一年度）までとする。

4 この法律は公布の日から施行する。

政府は、本法施行にあたり、最近ますます疲弊の度を加えつつある産炭地域の深刻な実情にかんがみ、更に強力な産炭地域振興対策を推進するとともに、当面次の諸点につき速やかに適切な措置を講すべきである。

1 産炭地域の地方公共団体に対する国の財政上の特別措置につき、対象事業の範囲の拡大、国庫補助率の引上げ等引続き検討を加え、地方公共団体の負担の軽減に努めること。

2 本法による財政上の特別措置の対象地域の指定にあつては、できる限り広範囲にわたるよう特に配慮すること。

3 産炭地域における企業誘致の促進を図るために、進出した企業に対する事業税については、減免補てんを行なうよう努力すること。

4 産炭地域における青少年の非行化に対処し、教職員を増員する等教育の徹底を期すること。

員を八二人並びに年金保険の事務の増加に伴い、社会保険庁の定員を四〇人増員して、厚生省の定員を五〇、五七九人とする。

なお、施行期日は、昭和四十年四月一日となつて、施行期日は、すでに経過しているので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

二 議案の修正議決理由

本案は、厚生行政の効率的運営を図るために妥当な措置と認めるが、「昭和四十年四月一日」となつて、施行期日は、すでに経過しているので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十年度一般会計歳出予算及び特別会計歳出予算に、約一千四百十八万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年四月三十日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 舟田 中殿

（別紙）

（小字及び は修正）

（公布の日）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則

（別紙）

（小字及び は修正）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（別紙）

（小字及び は修正）